

放課後子ども教室の実施体制等

千葉市における放課後子ども教室は、学校ごとに組織された実行委員会に運營業務委託を行っており、実施体制等は以下のとおりである。なお、実施体制等については、必要に応じて変更することがある。

1 実施体制について

(1) 実行委員会

学校・家庭・地域の連携及び協力を推進するため、地域の協力者及び保護者等から組織されており、放課後子ども教室の実施計画の策定、関係機関との連絡調整、安全管理、広報、人員の確保その他の業務を担う。

(2) 地域コーディネーター

実行委員会には、放課後子ども教室の活動の中心的な役割を担う地域コーディネーターを、最低1人（2人まで）配置することとしている。

なお、地域コーディネーターの謝金単価は、1日あたり1人につき1,110円としている。

(3) 学習アドバイザー

実行委員会には、活動における学び・スポーツ・文化芸術などの体験活動において、指導にあたる学習アドバイザーを以下の基準で配置できることとしている。

なお、謝金単価については地域コーディネーターと同じ。

【1日あたりの配置基準】

登録児童数	50人未満	50人～99人	100人以上
学習アドバイザー	1人	2人	3人

(4) 協力員

実行委員会には、活動時の子どもたちの安全の見守り、指導補助のため、無償の協力員を配置できることとしている。

(5) 講師及び講師補助者

実行委員会には、民間企業・大学・NPO等の協力を得た多様なプログラムを実施するにあたり、講師及び講師補助者を配置することができることとしている。

【講師の配置基準】

- ・ 将来につながる学びきっかけの提供や、興味・関心に応じて意欲を伸ばす等、子どもたちにプログラムを提供する目的が明確であること
- ・ 講師が有する専門的な知見、ノウハウや経験等に基づいた実績のある体験的なプログラムであること

講師の謝金単価は、1日あたり1人につき2,220円とする。また、講師がプログラムを提供するために同行する補助者については、1日あたり1人につき1,110円とする。

2 活動経費について

(1) 活動経費の配付額

放課後子ども教室の活動のため、各校には活動開始時（年間の実施計画書の提出時）に以下の活動経費を概算払いし、年間の活動において残額が生じた場合は精算（戻入）を行っている。また、当該年度の活動計画日数が 27 日以上为学校については、通常分の配付額に加算分を加えて支払っている。

【活動経費配付額】

	登録児童数 15 人未満	登録児童数 15 人～49 人	登録児童数 50 人～99 人	登録児童数 100 人以上
配付額（通常分）	30,000 円	40,000 円	50,000 円	60,000 円
配付額（加算分）	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円

(2) 活動経費の対象となる経費

活動経費の対象となる経費は以下のとおり。

【対象経費】

項 目	内 容
消耗品費	事務用品、用紙等で、単価が 20,000 円未満（消費税込み）のもの
通信運搬費	関係者との連絡に使用する切手、はがき、宅配料
印刷製本費	ちらし、報告書の作成、コピー代
教材費	参加児童全体で使用する物に限る。
会議費	「大人」が会議で飲む茶葉、ペットボトル飲料に限る。
振込手数料	参加児童の保険料の振込手数料
使用料	教材等のリース料
旅費・交通費	実行委員会役員、地域コーディネーター、協力員が研修会に参加するための交通費
謝金	特別な催物等を実施するために講師に 2,220 円を超えて支払う場合の謝金（※生涯学習関係事業講師謝礼基準に定める基準額の範囲内とする。）